

○ふじみ野市最上位計画策定委員会及び検討委員会設置要綱

平成24年5月17日

訓令第50号

改正 平成25年3月29日訓令第24号

平成26年3月31日訓令第33号

平成27年4月1日訓令第33号

平成27年9月30日訓令第48号

平成28年3月30日訓令第21号

平成28年6月20日訓令第42号

(題名改称)

平成28年10月13日訓令第56号

平成29年3月31日訓令第22号

(設置)

第1条 ふじみ野市最上位計画（以下「最上位計画」という。）の策定業務の推進を図るため、ふじみ野市最上位計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び策定委員会の補助組織として、ふじみ野市最上位計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(平28訓令42・一部改正)

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 最上位計画の策定に係る総合調整に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、最上位計画の策定に関し必要なこと。

2 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 各部門の現状と課題の整理及び分析を行うこと。

(2) 最上位計画原案の策定に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、最上位計画原案の策定に関し必要なこと。

(平28訓令42・一部改正)

(組織)

第3条 策定委員会は、ふじみ野市職員の給与に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第41号）別表第2に規定する職務の級が8級にある部長、参事又はこれらに相当する職務の職に任命された職員のほか、別表第1に掲げる者で組織する。

2 検討委員会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

(平25訓令24・平26訓令33・平28訓令42・平29訓令22・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会及び検討委員会（以下「策定委員会等」という。）にそれぞれ委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 策定委員会等の委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によって定める。
- 3 策定委員会等の委員長は、会務を総理し、それぞれ策定委員会等を代表する。
- 4 策定委員会等の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平28訓令42・全改)

(会議)

第5条 策定委員会等の会議は、それぞれ委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 策定委員会等の会議は、それぞれ委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 策定委員会等の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 策定委員会等は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

(平28訓令42・全改)

(部会)

第6条 検討委員会は、特定の事項を調査及び審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会員は、ふじみ野市行政組織規則（平成17年ふじみ野市規則第8号）第3条及びふじみ野市教育委員会事務局組織規則（平成17年ふじみ野市教育委員会規則第4号）第2条に規定する課の長（相当職を含む。）並びに議会事務局次長の中から検討委員会が指名する。
- 3 第4条、前条第1項及び第4項、次条並びに第8条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「策定委員会等」とあるのは、「部会」と読み替えるものとする。

(平28訓令42・全改、平28訓令56・一部改正)

(庶務)

第7条 策定委員会等の庶務は、経営戦略室において処理する。

(平28訓令21・一部改正、平28訓令42・旧第10条繰上)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平28訓令42・旧第11条繰上)

附 則

この訓令は、平成24年5月17日から施行する。

附 則（平成25年訓令第24号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第33号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年訓令第 33 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年訓令第 48 号）

この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 21 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 42 号）

この訓令は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 56 号）

この訓令は、平成 28 年 10 月 13 日から施行する。

附 則（平成 29 年訓令第 22 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

（平 26 訓令 33・全改、平 27 訓令 33・平 29 訓令 22・一部改正）

会計管理者
議会事務局長
監査委員事務局長

別表第 2（第 3 条関係）

（平 28 訓令 42・全改、平 29 訓令 22・一部改正）

経営戦略室長
危機管理防災課長
協働推進課長
環境課長
障がい福祉課長
高齢福祉課長
子育て支援課長
保健センター所長
都市計画課長
教育委員会学校教育課長